

質問第五二号

「豊田商事問題」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年六月二十四日

喜屋武眞榮

参議院議長 木村睦男殿

「豊田商事問題」に関する質問主意書

「豊田商事問題」に関しては、病めるわが国社会の病状の一端を垣間見る思いがする。

そこで、以下質問したい。

- 一 現在までに判明している被害（契約）件数と金額を都道府県別に示されたい。
- 二 本件の被害者には、一人暮らしの老人など社会的弱者が多いと思われるが、この点について、その背景や原因等を政府はどのように見ているのか。
- 三 沖縄県における被害者については、他の都府県と比し、特に異なる状況が見られるのかどうか示されたい。

四 あのような悪徳商法が罷り通つた原因は、何にあると政府は考えているか。

五 あのような悪徳商法の再発を防止するために、政府はどのような施策を考えているか。

六 本件の被害者に対しては、政府として何か救済策ないしは援助策を考えているか。

七 「豊田商事問題」に対しては、政府として、今後どのように対応していくのか。

右質問する。